

台風災害対策に関する意見書

先に当地方を襲った台風12号は、長時間にわたって西日本各地を暴風雨に巻き込み、洪水や土砂崩れ等、甚大な被害を発生させた。

特に本県では、多数の尊い命が奪われ、今なお行方不明となっている方々が多くいる中で、本市においても8名の尊い命が犠牲となり、現在も1名の方が行方不明となっている。

さらに、住宅をはじめ道路、電力、水道、通信等のライフラインをはじめ、まさに日常生活における広範な分野で、未曾有の被害が発生している。

そういう中で、本市においても、国・県と連携を図りながら自衛隊等関係機関の協力を得て、早期の復旧に向け、全力を挙げて取り組んできたところであるが、今回の災害は、一つの台風による被害としては、県内では過去に類を見ない規模のものであることから、復旧に際しては膨大な経費と労力が必要であり、また、被災された多くの住民への支援も不可欠である。

加えて、今後こうした大規模な災害から住民の生命と財産を守るため、一層の災害予防対策を早急に講じなければならない。

よって、国におかれても、災害対策に万全を期すため、下記の事項について特段の配慮をされるよう、強く要望する。

記

1. 各種災害復旧事業の早期採択
2. 災害に係る特別交付税の重点配分等の財政措置
3. 被災者生活再建支援制度の拡充
4. 被災者に対する税制上の特別措置
5. 中小企業者に対する金融支援
6. 総合的な治水、土砂災害対策の推進及び道路施設に係る防災対策の強化を図るための財政措置
7. 合併特例債発行期限の延長に係る特別措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
国家戦略担当大臣
防災担当大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長